

令和3年(2021年)11月29日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

1 新たに受理した陳情とその取扱いについて

2 委員会参与の変更等について

3 一般質問における発言について

4 本会議の運営について

○議事日程(別紙1)

○議事の順序(別紙2)

5 その他

(1) 令和4年第2回定例会の日程について

(2) その他

資料 1

令和3年(2021年)11月29日

議会運営委員会資料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

- 11月16日までに受理した陳情の取扱いについて
 - ・第17号陳情 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

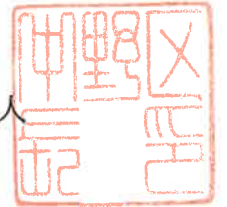
(総務委員会)

資料 2

3 中総総第 2 9 5 5 号
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

中野区議会議長
内川 和久 様

中野区長 酒 井 直 人



中野区議会委員会参与の変更について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日付人事異動に伴い、中野区議会委員会参与を別紙のと
おり変更いたします。

令和3年(2021年)11月29日

中野区議会委員会参与一覧

1 子ども文教委員会参与(16)

新	旧
教 育 長	教 育 長
子ども教育部長、教育委員会事務局次長	子ども教育部長、教育委員会事務局次長
<u>子ども家庭支援担当部長、子ども・若者支援センター所長、 教育委員会事務局参事(子ども家庭支援担当)</u>	<u>子ども家庭支援担当部長、教育委員会事務局参事(子ども家庭支援担当)</u>
子ども教育部子ども・教育政策課長、教育委員会事務局子ども・ 教育政策課長、教育委員会事務局学校再編・地域連携担当課長	子ども教育部子ども・教育政策課長、教育委員会事務局子ども・ 教育政策課長、教育委員会事務局学校再編・地域連携担当課長
子ども教育部子ども政策担当課長、教育委員会事務局子ども政策担当課長	子ども教育部子ども政策担当課長、教育委員会事務局子ども政策担当課長
子ども教育部保育園・幼稚園課長、教育委員会事務局保育園・幼稚園課長	子ども教育部保育園・幼稚園課長、教育委員会事務局保育園・幼稚園課長
子ども教育部保育施設利用調整担当課長、子ども教育部幼児施設整備担当課長	子ども教育部保育施設利用調整担当課長、子ども教育部幼児施設整備担当課長
子ども教育部子ども教育施設課長、教育委員会事務局子ども教育施設課長	子ども教育部子ども教育施設課長、教育委員会事務局子ども教育施設課長
子ども教育部子育て支援課長	子ども教育部子育て支援課長
子ども教育部育成活動推進課長	子ども教育部育成活動推進課長
<u>子ども・若者支援センター児童福祉課長</u>	<u>子ども教育部児童福祉課長、子ども家庭支援センター所長</u>
<u>子ども・若者支援センター一時保護所設置準備担当課長</u>	<u>子ども教育部一時保護所設置準備担当課長</u>
<u>子ども・若者支援センター児童相談所設置調整担当課長、 子ども・若者支援センター子ども・若者相談担当課長</u>	<u>子ども教育部児童相談所設置調整担当課長</u>
子ども教育部子ども特別支援課長、教育委員会事務局子ども特別支援課長	子ども教育部子ども特別支援課長、教育委員会事務局子ども特別支援課長
教育委員会事務局指導室長	教育委員会事務局指導室長
教育委員会事務局学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課長

人事異動表

発令年月日 令和3年11月28日

兼務解除発令

【課長級】

区長発令

発令権者 中野区長 酒井 直人

兼務を解除する職	氏名	兼務者の現職	備考
子ども家庭支援センター所長	古川 康司	子ども教育部児童福祉課長(統括課長)	

人 事 異 動 表

発令年月日 令和3年11月29日

兼務発令

【部長級】

区長発令

発令権者 中野区長 酒井 直人

兼務を発令する職	氏 名	兼務者の現職	備 考
子ども・若者支援センター所長	小田 史子	子ども教育部子ども家庭支援担当部長	

【課長級】

区長発令

発令権者 中野区長 酒井 直人

発 令	氏 名	旧	備 考
子ども・若者支援センター児童福祉課長(統括課長)	古川 康司	子ども教育部児童福祉課長(統括課長)	
子ども・若者支援センター一時保護所設置準備担当課長	神谷 万美	子ども教育部一時保護所設置準備担当課長	
子ども・若者支援センター児童相談所設置調整担当課長	半田 浩之	子ども教育部児童相談所設置調整担当課長	

兼務発令

区長発令

発令権者 中野区長 酒井 直人

兼務を発令する職	氏 名	兼務者の現職	備 考
子ども・若者支援センター子ども・若者相談担当課長	半田 浩之	子ども・若者支援センター児童相談所設置調整担当課長	

議 事 日 程

令和3年(2021年)11月29日午後1時開議

日程第1

- 第70号議案 令和3年度中野区一般会計補正予算
- 第71号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第72号議案 特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について
- 第73号議案 中野区新庁舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第74号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約
- 第75号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約
- 第90号議案 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第91号議案 中野区組織条例の一部を改正する条例
- 第92号議案 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第93号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第94号議案 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

- 第76号議案 指定管理者の指定について

日程第3

- 第77号議案 中野区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

日程第4

- 第78号議案 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 第79号議案 中野区児童福祉審議会条例
- 第80号議案 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第81号議案 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第82号議案 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営

の基準に関する条例

第 8 3 号議案 中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

第 8 4 号議案 中野区小児慢性特定疾病審査会条例

第 8 5 号議案 中野区立児童館条例の一部を改正する条例

第 8 6 号議案 中野区児童相談所設置条例

第 8 7 号議案 中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第 8 8 号議案 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第 8 9 号議案 児童自立支援施設に係る事務の委託について

第 9 5 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5

議会の委任に基づく専決処分について

日程第 6

令和 3 年特別区人事委員会勧告等について

○議事の順序（令和3年11月29日）

(1) 開議

(2) 一般質問

(10名。木村広一議員、杉山司議員、むとう有子議員、近藤さえ子議員、

いながきじゅん子議員、石坂わたる議員、小宮山たかし議員、竹村あきひろ議員、

立石りお議員、吉田康一郎議員)

(3) 委員会参与の人事異動の報告

(4) 日程第1、第70号議案から第75号議案まで、及び第90号議案から第94号議案までの

計11件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

(第92号議案から第94号議案までの計3件については、特別区人事委員会の意見を聴取し

たので、その写しにより、議長から報告する。)

(5) 日程第2、第76号議案「指定管理者の指定について」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

(6) 日程第3、第77号議案「中野区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

(7) 日程第4、第78号議案から第89号議案まで、及び第95号議案の計13件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

(第95号議案については、特別区人事委員会の意見を聴取したので、その写しにより、議長

から報告する。)

(8) 日程第5、議会の委任に基づく専決処分について

(9) 日程第6、令和3年特別区人事委員会勧告等について

(10) 発言の取消しについて

(1 1) 陳情の取下げについて (1 件)

(1 2) 陳情の常任委員会への付託 (付託件名表 I)

(1 3) 散会

03 特人委給第 428 号
令和 3 年 11 月 26 日

中野区議会議長
内川 和久 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



「職員に関する条例」に対する特別区人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 3 年 11 月 25 日付 3 中議第 1210 号により意見聴取のあった下記条例案については、異議ありません。

記

- 第 9 2 号議案 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 3 号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 4 号議案 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 5 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

資料 5

3 中 総 総 第 2 8 5 3 号
令和 3 年 (2021年) 1 1 月 2 5 日

中野区議会議長
内 川 和 久 様

中野区長 酒 井 直 人

議会の委任に基づく専決処分について (報告)

和解及び損害賠償額の決定について、議会の委任に基づき下記のとおり専決処分をしたので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告します。

記

【報告案件 1】

1 和解 (示談) 当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

令和 3 年 (2021年) 8 月 2 8 日午前 9 時頃

(2) 事故発生場所

東京都中野区沼袋二丁目 マンション敷地内

(3) 事故発生状況

乙の職員が、上記(2)の事故発生場所に設置されているごみ集積庫内のごみの収集作業を行っていたところ、当該事故発生場所に置かれていた甲の衣類等の引越荷物を誤ってごみとして収集したことにより、当該引越荷物が滅失した。

3 和解 (示談) 条件

(1) 甲は、本件事故により、上記 2(3)の衣類等の引越荷物が滅失したことによって合計 7 8 5, 5 0 0 円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解 (示談) 成立の日

令和 3 年 (2021年) 1 0 月 1 1 日

【報告案件2】

1 和解（示談）当事者

甲 社会福祉法人中野区福祉サービス事業団（東京都中野区白鷺二丁目5番5号）

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日

令和3年（2021年）8月15日

(2) 事故発生場所

社会福祉法人中野区福祉サービス事業団事務室内（東京都中野区東中野一丁目5番1号東中野地域包括支援センター1階）

(3) 事故発生状況

東中野地域包括支援センター2階のベランダの排水管が破損し、排水口が塞がれていたことにより、上記(1)の事故発生日にかけて降っていた雨水が施設内に流入し、上記(2)の事故発生場所に設置されていた甲が所有する電話機及び甲がリース契約により賃借していた複合機に当該雨水が降りかかった。この事故により、当該電話機及び当該複合機が破損した。

3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、上記2(3)の電話機の残存価額196,988円と、上記2(3)の複合機のリース契約の解約金及びリース料残額相当額の合計205,200円との合計402,188円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和3年（2021年）11月8日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある記載について一部変更しています。

令和 3 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 3 年 10 月 20 日(水)
特別区人事委員会

〔本年のポイント〕

- 1 月例給
公民較差△94円（△0.02%）が僅少であるため、月例給の改定を行わないことが適当
 - 2 特別給（期末手当・勤勉手当）
年間の支給月数を0.15月引下げ（現行4.60月→4.45月）、期末手当から差し引き
- ◎ 職員の平均年間給与は、約5万9千円の減

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和3年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,005人	30,921人	378,430円	38.9歳

2 民間給与実態調査の内容（令和3年4月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,110民間事業所を調査（調査完了665事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
378,336円	378,430円	△94円（△0.02%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.47月分	4.60月	△0.13月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を94円（0.02%）上回っている状況である。しかしながら、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△2,347円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,818人に対し、本年4月1日時点で1,443人、減少数は375人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の54人で約14%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 改定の内容

1 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げ
- ・ 支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引き

2 実施時期

- ・ 条例の公布の日

III 給与制度における課題

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度

(1) 行政系人事・給与制度改革の結果及び検証

- ・ 管理監督職の多数を占める高年齢層の職員の退職や30歳台中盤から40歳台中盤の管理監督職の少ない状況において、今後導入される役職定年制に対応し、将来にわたり安定した区政運営を行うためには、管理監督職の更なる拡充への取組を一層進める必要

(2) 人材の確保

(採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・ 特別区が求める人材像である「自ら考え行動する人材」をより安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要
- ・ DXの進展による行政サービスの変革を担うに相応しい人材の確保及び育成方法の研究
- ・ スマートフォンでのウェブ申込の拡大や面接カードのウェブ作成・提出方式の導入等受験生の利便性を向上
- ・ 土木・建築職における採用試験申込者数は、I類採用試験一般方式については大幅に減少している一方で、新方式については安定しており、新方式による採用数の増等、その一層の活用を検討

(採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 特別区の持つ魅力を受験者に伝えるべく、関係機関が十分に連携し、PRを図っていく必要
- ・ オンライン説明会や動画配信等、オンラインによるPR活動を更に充実

(3) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・ 任命権者においては、人事評価制度について分析・検証を行い、国や他の地方公共団体の先進的な事例の積極的な導入を図り、公正・公平性の一層の確保及び人材育成への更なる活用に向け、たゆまぬ制度改善を行い、本制度の一層の充実に向けた取組を推し進める必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 若年層職員の昇任意欲の醸成のため、昇任への不安解消等、昇任意欲を阻害する具体的な要因を的確に把握し取り除いていく取組の推進が必要
- ・ 任命権者においては、各職層において求められる役割を自覚させるための職層別研修の拡充や、職員の成長を促すための自己啓発やeラーニング等の更なる支援について進めていく必要

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 管理職選考種別I類において、女性職員の管理職選考の申込率は、男性職員に比してかなり低いものとなっており、女性職員が管理職選考を受けやすい環境整

備や、昇任意欲の醸成に向けた一層の取組が必要

- ・ 管理職選考種別Ⅱ類を中心とした管理職選考制度の改正の検討に当たっては、現行制度の趣旨を踏まえ、公平性及び透明性が担保され、職員にとって、能力と努力が正当に評価されているという安心感の得られる制度とすることが必要

(4) 会計年度任用職員への対応

- ・ 任命権者においては、適正な制度の運用に向け、会計年度任用職員に対する人事評価の実施や会計年度単位での職の見直し等に留意

(5) 保育教諭等への対応

- ・ 引き続き保育教諭等という新たな職の在り方を統一的に整理するための検討が必要

2 勤務環境の整備等

(1) 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークは、働き方改革を推進していく上で有効な手法の一つ。その導入に当たっては課題もあるが、解決策を講じながら、区の業務の特性を考慮しつつテレワークの導入及び定着に向けた取組を進めていく。
- ・ 時差勤務制度については、働き方の選択肢の一つとして、また、通勤混雑緩和にもつながるものとして、制度を一層活用

(2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 国による諸制度の改正も視野に入れながら、制度の検討及び規定の整備を行い、仕事と家庭の両立支援を今まで以上に推し進める必要

(男性職員の育児休業の取得促進)

- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇しており、「第5次男女共同参画基本計画」に掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成しているが、各区別にみると大きな差がある。また、育児休業の取得期間についても、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、諸制度の改善に取り組むとともに、育児休業を取得した職員の体験談を用いた周知や研修の場での意識啓発等の取組を継続することで、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していく必要
- ・ 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間を取得できるよう留意し、個々の職員に応じた働き方が実現されるよう取り組んでいくことが重要

(不妊治療のための休暇の創設)

- ・ 任命権者においては、不妊治療と仕事との両立に向けて必要な対応を検討する必要

(会計年度任用職員の両立支援制度)

- ・ 任命権者においては、会計年度任用職員も育児や介護と仕事を両立した働き方が実現されるよう、国の見直しを考慮しながら検討する必要

(3) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ 各区においては、今後、時間外・休日労働に関する協定を踏まえた適切な労働時間の管理が求められる一方で、依然として長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署があり、より一層、超過勤務の縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応については、無定量に超過勤務に依存するのではなく、要因の整理及び分析を行い、業務の簡素化、他部署からの応援、職員の増員等、様々な対策を講じて超過勤務縮減に努めることが必要
- ・ 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題となっている。各区において、教職員の働き方の意識改革を推進するとともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向け

て、実効性を伴う対策を講じることが必要

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 多くの職員が新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響が懸念される。また、在宅勤務における課題も指摘されている。
- ・ 心の健康問題により休職した者が職場復帰した後に、再発して再び休職した職員数の割合は、毎年増加しており、より一層の対策強化が必要
- ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理監督者から積極的に声掛けを行い、十分に話を聞くなどして、早期発見及び早期対応することが重要

(5) ハラスメントの防止対策

- ・ 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

3 区民からの信頼の確保

- ・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民に対する行政サービスの提供に影響
- ・ 働き方に大きな変化が生じはじめ、業務内容においても多様化、細分化、複雑化が進むとともにDXの進展による業務変革の新たなうねりが押しよせてきている中で、特別区としての使命を果たすには、業務プロセスの可視化、効率化等を一層推進し、前例にとらわれない業務変革に取り組み、職員一人ひとりが職務に邁進し、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備が必要
- ・ 職員の意識啓発に取り組み、職員の高い倫理意識や使命感の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

定年引上げに関する意見

1 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 少子高齢化に伴い若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題へ対応し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な知識・経験を最大限活用することが不可欠

2 法改正による定年の引上げ

- ・ 改正国家公務員法及び改正地方公務員法により、公務員の定年が原則として65歳に引き上げられる。任命権者においては、定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要

(1) 60歳を超える職員の任用

- ・ 役職定年制については、特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことのないよう留意する必要

(2) 60歳を超える職員の給与

- ・ 当分の間、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準に設定することが適当

(3) 高齢者部分休業

- ・ 任命権者においては、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から高齢者部分休業の導入について検討する必要

3 今後の高齢層職員の在り方

- ・ 在職期間の長期化に伴う60歳前職員のキャリア形成やモチベーションの維持・向上を強化する取組の検討を進めていくとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討の状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、引き続き研究

資料 7

令和 3 年 第 4 回 定 例 会
令和 3 年 1 1 月 2 9 日 付 託

陳 情 付 託 件 名 表 (I)

《総務委員会付託》

第 1 7 号陳情 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

第4回定例会一般質問時間一覧

参 考

令和3年(2021年)11月26日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲民主党・無所属議員団 2時間24分	144	山本 たかし	48		54	-6	
		森 たかゆき	32	26	36	-10	
		間 ひとみ	32	22	33	-11	
		杉山 司	32	21			
自由民主党議員団 2時間8分	128	大内 しんご	43		44	-1	0
		若林 しげお	43	42	41	1	
		加藤 たくま	42	43	43	0	
公明党議員団 2時間8分	128	白井 ひでふみ	43		46	-3	
		南 かつひこ	43	40	42	-2	
		木村 広一	42	40			
日本共産党議員団 1時間36分	96	長沢 和彦	50		44	6	9
		いさ 哲郎	46	52	43	9	
都民ファーストの会中野区議団 32分	32	渡辺 たけし	32		32	0	0
無所属 16分	16	むとう 有子	16				
無所属 16分	16	近藤 さえ子	16				
無所属 16分	16	いながき じゅん子	16				
無所属 16分	16	石坂 わたる	16				
無所属 16分	16	小宮山 たかし	16				
無所属 16分	16	竹村 あきひろ	16				
無所属 16分	16	立石 りお	16				
無所属 16分	16	吉田 康一郎	16				
合計(10時間56分)	656	21人	656		458		

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

令和 4 年 第 2 回定例会日程表（第 1 案）

<会期 20日間 6月22日～7月11日>

月	日	曜	午 前	午 後
6月	8日	水		1 議会運営委員会
	9日	木		
	10日	金		
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月		5 請願・陳情締切 ※1
	14日	火	(区 長 任 期)	
	15日	水		1 議会運営委員会
	16日	木		5 一般質問通告締切
	17日	金		
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月		
	21日	火		
	22日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	23日	木		
	24日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切 ※2
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	28日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	29日	水		
	30日	木		1 常任委員会
7月	1日	金		1 常任委員会
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		1 常任委員会
	5日	火		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	6日	水		1 特別委員会（情報特）
	7日	木		1 特別委員会（危機・感染特）
	8日	金	(事 務 整 理 日)	
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

※1 陳情の事前相談締切は6月7日(火)午後5時 ※2 事前相談締切は6月17日(金)午後5時

令和 4 年 第 2 回定例会日程表（第 2 案）

<会期 18 日間 6 月 28 日～7 月 15 日>

月	日	曜	午 前	午 後
6月	14日	火		1 議会運営委員会（区長任期）
	15日	水		
	16日	木		
	17日	金		5 請願・陳情締切 ※1
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月		
	21日	火		1 議会運営委員会
	22日	水		5 一般質問通告締切
	23日	木		
	24日	金		
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月		
	28日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	29日	水		
	30日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）5 請願・陳情締切 ※2
7月	1日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	5日	火		
	6日	水		1 常任委員会
	7日	木		1 常任委員会
	8日	金		1 常任委員会
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	12日	火		1 特別委員会（情報特）
	13日	水		1 特別委員会（危機・感染特）
	14日	木	（事務整理日）	
	15日	金	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

※1 陳情の事前相談締切は6月10日（金）午後5時 ※2 事前相談締切は6月24日（金）午後5時

定期接種の機会を逃した女性に対するヒトパピローマウイルスワクチン接種機会の確保ならびにより効果の高いがん予防対策を求める意見書（案）

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンは定期接種であるにもかかわらず、2013年6月以降、積極的勧奨を差し控えたまま8年余が経過しました。これに伴い、2000年4月～2005年3月生まれの女性のほとんどは、情報がないうまま接種機会を逃しました。その方々は、定期接種の期間を過ぎた場合に公費での接種が受けられなくなることも含めて情報が伝えられていません。このまま接種がなされなければ、約22,000人の女性が防げたはずの子宮頸がん罹患し、約5,500人の女性が子宮頸がんで命を落とすと推計されています。

定期接種の機会を逃した女性のうち、自ら希望し任意接種を受ける女性は、高額な費用を自己負担しなければならず、万一副反応が発生した場合の補償にも差が発生します。経済的理由により任意接種ができない場合、がん予防に経済的格差が発生し、これから妊娠・出産を考える女性の妊孕性を脅かすことは、公衆衛生上の重大な問題です。

令和3年11月26日、厚生労働省は積極的勧奨再開の通知を自治体へ発出しましたが、すでに接種機会を逃した女性の救済は急務です。また、4価ワクチンの肛門がん等HPV関連がんの予防効果について男性への適応が追加され、9価ワクチンも承認されたことから、より効果の高いがん予防対策となるよう、早急に予防接種法施行令を見直し、8年間の遅れを取り戻す必要があります。

よって中野区議会は、国会及び政府に対し、守れる命と健康を守るため、下記の事項を求めます。

記

- 1 定期接種の接種機会を逃し、HPVワクチンの任意接種を希望する女性に対して、経済的負担を軽減するための措置及び財源の確保を行うこと。
- 2 定期接種の接種機会を逃し、既に自費で接種した女性への償還払いを、前項の措置及び財源の確保の対象に含めること。
- 3 9価のHPVワクチンを定期予防接種に使用できるよう、早急に対応を行うこと。
- 4 男性も定期予防接種の対象とすること。
- 5 接種を躊躇せず安心してHPVワクチンによる子宮頸がん予防が行えるよう、有害事象に対する診療体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

中野区議会議長名

再生可能エネルギーの大幅普及施策の実施を求める意見書（案）

今年11月にイギリスで開かれていた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）は成果文書「グラスゴー気候合意」を採択して閉幕しました。合意では世界の気温上昇を産業革命前と比べて「1.5度に抑える努力を追求する」と明記しました。

政府は10月に「第6次エネルギー基本計画」を策定し、2030年度の電源構成を定めましたが、発電量の19%を石炭火力に依存するとともに、再生可能エネルギー比率は現状より引き上げるものの36～38%となっており、気候危機打開のためには不十分です。2020年度の発電量における再生可能エネルギーの比率は22%ですが、政府の試算でも、日本における再生可能エネルギーの潜在量は現在の国内の電力需要の5倍もあり、再生可能エネルギーの大幅普及は十分に可能です。

また世界では、グローバル企業を中心に、自社製品やサービスの提供をはじめ事業の100%を再生可能エネルギーで行うという「RE100」の運動が広がっており、この面からも再生可能エネルギーの大幅普及は急務となっています。

よって中野区議会は、政府に対し、再生可能エネルギーの大幅普及を実現させるために下記事項の実施を求めます。

記

- 1 再生可能エネルギー電力の優先利用原則を確立し、送電網・供給体制を整備すること
- 2 再生可能エネルギーの普及の大きな障害になっているメガソーラーや大型風力発電のための乱開発への規制を行うこと
- 3 日本の条件に合った再生可能エネルギーの技術開発を国が率先して進めること
- 4 一定規模の建物建設に太陽光パネル設置を義務化するなど、新築・改築時の再生可能エネルギー化について規制と助成を一体的に進めること
- 5 自治体の再生可能エネルギーの普及施策に対して、財政的な支援を行うこと
- 6 公共施設の脱炭素化を早急に進めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
環境大臣

あて

中野区議会議長名

ヤングケアラーへの支援強化を求める意見書（案）

近年、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーの存在が問題視されており、本人の育ちや教育に影響があるといった指摘がなされています。国が2020年度に全国調査を実施した結果、こうしたヤングケアラーが中学2年生の5.7%、高校2年生の4.1%いることが明らかになりました。中野区においても、「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」において、毎日1時間以上の時間を家族の世話や介護に充てている子どもの割合は、小学生で11.8%、中学生で4.6%に上り、ヤングケアラーが一定数いることが明らかになっています。

大人や専門職が担うようなケア労働に追われ、勉強やスポーツ、友人との交際の時間が削られ、年相応の育ちや教育の機会を失っている実態だけでなく、ケア対象となっていた家族を殺害してしまうなどの事例も発生しています。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることや、未成年であることから適切な支援機関を知らなかったり、SOSをなかなか発信できなかったりすることで、実態の把握が遅れています。現状ではヤングケアラーに対する支援制度が十分に確立されていないため、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関が連携して適切な支援につなげていくことが重要です。

よって中野区議会は、政府に対し、ヤングケアラーへの支援強化を図るため、下記事項を求めます。

記

- 1 支援が必要なヤングケアラーの実態把握を行うとともに、ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発により社会的認知度の向上を図ること
- 2 ヤングケアラー支援に対する国や自治体、事業者や関係機関の役割を明らかにするとともに、これらの相互連携を図り、社会全体で支援する仕組みを構築すること
- 3 自治体が行う相談窓口の設置やヤングケアラー支援の取り組みが適切にできるよう財政的な支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて

内閣府特命担当大臣（地方創生、少子化対策、男女共同参画）

中野区議会議長名